

平成29年12月13日

青森県教育委員会第827回定例会

期 日 平成29年12月13日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について …………… 1
- 報告第2号 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る
青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮問につ
いて …………… （非公開の会議）

3 議 案

- 議案第1号 学校職員の人事について …………… （非公開の会議）

4 その他

- 職員の懲戒処分の状況について …………… 2

5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 平成 29 年度青森県一般会計補正予算(第 3 号)案(教育委員会所管分)
- 2 公の施設の指定管理者の指定の件(青森県総合社会教育センター)
- 3 公の施設の指定管理者の指定の件(青森県立郷土館)
- 4 平成 29 年度青森県一般会計補正予算(第 4 号)案(教育委員会所管分)
- 5 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例案
- 7 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 平成29年12月（11月1日～11月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 上北地域市部以外の小学校 事務職員（49歳 女性）
- ②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
- ・ 平成29年6月24日（土）午後5時26分頃
 - ・ 岩手県九戸郡九戸村内の国道
 - ・ 最高速度50km/hのところ、83km/hで走行
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 平成29年11月15日

参 考 資 料

第 8 2 7 回定例会（平成 2 9 年 1 2 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について

P 1 ~ 5

平成29年度11月補正予算（補正第3号及び補正第4号）の概要について
（教育委員会所管分）

現 計 予 算 額	1 3 9, 5 9 9, 5 1 3千円
補正予算額（補正第3号）	△ 3 5 0, 1 4 2千円
補正予算額（補正第4号）	1, 0 0 1, 3 4 4千円
補 正 後 の 予 算 額	1 4 0, 2 5 0, 7 1 5千円

◎補正予算の内容

- 補正第3号（当初提出）：人事異動による給与費の精査等に伴う減額
- 補正第4号（追加提出）：人事委員会勧告に基づく給与改定に要する経費

区 分	補正第3号	補正第4号
事 務 局 等 分	△56,507	32,722
学 校 分	△293,635	968,622
小 学 校 費	△204,049	398,685
中 学 校 費	△44,684	256,862
高等学校総務費	161,763	222,937
特別支援学校費	△206,665	90,138
計	△350,142	1,001,344

公の施設の指定管理者の指定について

施 設 の 名 称	指定管理者となる団体	指 定 の 期 間
	(構 成 団 体)	
青森県総合社会教育センター	<p>豊かな学びを育む青い森グループ</p> <p>一般社団法人 青森県すこやか生活支援機構（代表）</p> <p>青森コミュニティビジネス株式会社</p>	<p>平成30年4月1日～ 平成35年3月31日 (5年間)</p>
青森県立郷土館	<p>T T H Aグループ</p> <p>株式会社東奥日報社（代表）</p> <p>株式会社東奥日報サービス</p> <p>青森設備工業株式会社</p> <p>株式会社日立ビルシステム</p>	<p>平成30年4月1日～ 平成33年3月31日 (3年間)</p>

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 概要

1 改定理由

知事等の期末手当について、県の一般職及び国の特別職の取扱いを踏まえ、支給割合を改めるものである。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（平成27年4月1日施行）により、教育長が常勤の特別職とされることに伴い、その給与は「特別職の職員の給与に関する条例」により支給されることとなるが、「特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の附則により、現在の教育長が教育委員としての任期を終えた後に適用されるものである。

2 改定内容

年 度	支 給 月 数		
	6 月 期	1 2 月 期	年 間
29 改定前	1. 4 5	1. 6 0	3. 0 5
29 改定後	1. 4 5	1. 7 0 (+0.1)	3. 1 5 (+0.1)
3 0	1. 5 0 (+0.05)	1. 6 5 (+0.05)	3. 1 5 (+0.1)

3 改定の考え方

知事等の期末手当の支給割合は、国の特別職の期末手当の取扱いを踏まえ、県の一般職の期末・勤勉手当の支給割合に対する比率を国と同様に維持するように改定しており、今回も同様とする。

4 施行期日

公布の日。ただし、平成30年6月期以降の支給割合に係る部分は平成30年4月1日施行。

<参考1> 国の特別職の支給割合

年 度	支 給 月 数		
	6 月 期	1 2 月 期	年 間
29改定前	1.55	1.70	3.25
29改定後	1.55	1.75 (+0.05)	3.30 (+0.05)
30	1.575 (+0.025)	1.725 (+0.025)	3.30 (+0.05)

〔国の一般職
勤勉手当の引上げ
一般の職員0.10月、指定職職員0.10月〕

<参考2> 本県の一般職の支給割合

年 度	支 給 月 数								
	6 月 期			1 2 月 期			年 間		
	期 末	勤 勉	計	期 末	勤 勉	計	期 末	勤 勉	計
29改定前	1.175	0.775	1.950	1.325	0.775	2.100	2.50	1.55	4.05
29改定後	1.175	0.775	1.950	1.325	0.925(+0.15)	2.250(+0.15)	2.50	1.70 (+0.15)	4.20 (+0.15)
30	1.175	0.850(+0.075)	2.025 (+0.075)	1.325	0.850(+0.075)	2.175 (+0.075)	2.50	1.70 (+0.15)	4.20 (+0.15)

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を 廃止する条例の一部を改正する条例案 概要

1 改定理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（平成27年4月1日施行）により、教育長が常勤の特別職とされることに伴い、「青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例」を廃止したところであるが、廃止条例の附則により、現在の教育長の教育委員としての任期中は従前の規定により給与を支給している。

今回、県の一般職及び国の特別職の取扱いを踏まえ、知事等常勤の特別職の期末手当の支給割合を改めることから、現在の教育長の期末手当の支給割合について、知事に準じて改定するものである。

なお、平成30年6月以降の期末手当の支給割合については、現在の教育長が教育委員としての任期を終えているため改定を要しない。

2 改定内容

年 度	支 給 月 数		
	6月期	12月期	年 間
29 改定前	1.45	1.60	3.05
29 改定後	1.45	1.70(+0.1)	3.15(+0.1)

3 改定の考え方

教育長の期末手当の支給割合は、これまでも知事の期末手当の支給割合の改定に準じて改定している。

4 施行期日

公布の日。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 概要

1 改定理由

平成29年10月10日付けの人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額等を改定するものである。

2 改定内容

＜公布日施行（一部遡及適用）＞

(1) 職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部改正

区 分	改 正 内 容
①給料月額 (別表第1～第6)	若年層に重点を置きながら、全年齢層において給料月額を引上げ。 (行政職初任給1,000円引上げ、若年層においても同程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定。)
②初任給調整手当 (第7条の3)	医療職給料表(一)の改定状況等を勘案し、医師に係る手当の額を引上げ。 ・医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師 上限額 413,800円 → 414,300円 ・行政職給料表及び研究職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師 上限額 50,600円 → 50,700円
③勤勉手当 (第19条の4)	年間の支給割合を0.15月分引上げ。

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

区 分	改 正 内 容
①給料月額 (第5条)	第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給料月額を一部引上げ。(1,000円)
②期末手当 (第6条)	年間の支給割合を0.10月分引上げ。

※ 現在、任期付研究員はいない。

(3) 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

区 分	改 正 内 容
①給料月額 (第4条)	特定任期付職員の給料月額を一部引上げ。 (1,000円)
②期末手当 (第5条)	年間の支給割合を0.10月分引上げ。

※ 現在、任期付職員は17名いるが、特定任期付職員ではないため、給与条例の給料表を適用している。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、平成30年6月期以降の勤勉手当の支給割合に係る部分は平成30年4月1日施行とする。